

令和7年第4回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和7年4月10日（木）

午後4時00分から午後4時50分

場所：宇城市役所本館3階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	村山 安次	2 番	五嶋 一精	3 番	田尻 かほる
4 番	松川 奈保美	5 番	村嶋 政弘	6 番	河野 公明
7 番	橋本 孝博	8 番	山田 哲郎	9 番	坂本 茂義
10 番	百家 美代子	11 番	吉富 訓生	12 番	北岡 誠司
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	松下 潤一
富武 聖一	河野 道也	上田 誠
吉利 健	欠	中塘 万格人
近藤 洋之	欠	澤村 賢治
上村 君博	森田 良光	吉水 和博
吉川 勝弘	河島 陽一	野田 眞語
小田 直之	杉田 雅宏	

○欠席委員

農地利用最適化推進委員	早川 一伸	田中 起代登
-------------	-------	--------

○事務局出席者：（事務局長）松枝 邦明 （審議員）御舩 保博 （主査）中山 由里子
（主任主事）山本 秀磨

議事日程（開議：午後4時00分）

- 日程第1 議事録署名委員の決定について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第16号 農地法第4条許可における事業計画変更承認申請について
- 日程第5 議案第17号 農地法第5条許可における事業計画変更承認申請について
- 日程第6 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第20号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について
- 日程第9 議案第21号 農用地利用集積等促進計画書の作成について
- 日程第10 議案第22号 農地法第52条第1項の規定による農地賃借料情報の提供について

開 会 (午後 4 時 00 分) 副会長の号令による起立・礼

事務局長 ただ今から令和 7 年第 4 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名中 13 名の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。

開会にあたりまして、百家会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 こんにちは。大変お忙しい中、お疲れのところご出席をして頂きましてありがとうございます。

新年度初の総会になります。どうぞよろしくお願いします。

議 長 それでは、これより令和 7 年第 4 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、7 番 橋本孝博委員、8 番 山田哲郎委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 15 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案の 2 ページになります。議案第 15 号農地法第 3 条の規定による許可申請について次の通り許可申請があったので審議を求める令和 7 年 4 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるよう

に説明をお願いします。

申請番号 1 番は、	3 番 田尻委員より
申請番号 2 番は、	松橋 1 中塘委員より
申請番号 3 番は、	9 番 坂本委員より
申請番号 4 番は、	小川 4 河島委員より
申請番号 5 番は、	13 番 本田委員より

それぞれ説明を求めます。

田尻委員 申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。現地は〇〇の村中にあり、受人のブドウ畑の隣接農地です。受人は、退職されて農業をしつかりされておりますので、なんら問題もないと思いますのでよろしくご審議ください。

中塘推進委員 申請番号 2 番につきましてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりです。申請事由が規模拡大による売買となっております。この土地は 2 年以上荒れた状態の水田の状態で行っていました。受人が〇〇〇〇〇〇の〇〇をされておりまして、農業経営をされておられます。申請後はですね、野菜等作られる予定です。価格につきましても、反の代いたい〇〇万前後ですので、〇〇万は妥当だと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

坂本委員 つづきまして申請番号 3 番についてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりでございます。理由のほうがですね、経営規模拡大というふうなことでございます。今回渡人外 2 名と書いてございますけれども、後で 5 条にもこの関係者と 2 名がのっとります。後でまたご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。それと受人ですね、今回の所在地のですね隣の方でございます。この方は〇〇〇の専業農家であり、農業するには何ら問題がないと思いますのでどうぞご審議をよろしくお願いいたしますと思います。以上です。

河島推進委員 申請番号 4 番についてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりでございます。この案件は、渡人から受人への贈与による所有権移転です。渡人と受人は、祖父と孫の関係です。今までは、渡人の長男であります〇〇さんとの間で使用貸借契約をされておりました。今後、受理後は今まで通りトウモロコシを引き続き作付けをしていくということです。渡人と〇〇さんとの間で交わされていた使用貸借も合意解約書が提出されており、なんら問題はないと思われます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

本田委員 申請番号 5 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買になります。譲受人は兼業で農業をされており今回隣接

地である渡人の農地、小面積ではありますが、買ってもらえないかということで売買になったということです。農地取得後は栗を植えるということです。農業機械の所有状況、地域との調和要件も問題ないかと思われ、許可は可能かと思われ。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、申請番号 1 番から 5 番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問・意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

森田推進委員 はい。

議 長 森田委員どうぞ。

森田推進委員 森田です。単純な質問ですけども、2 番の受人の経営面積が入ってないのは何か訳があったんですか。

議 長 中塘委員お願いします。

中塘推進委員 今回の購入がですね、〇〇〇〇ではなく受人個人の購入というふうになっています。だけんが、〇〇〇〇の面積はありますけれども受人個人としての経営としては載せてないんだと思います。

議 長 いいですか。はい、ありがとうございます。
外にどなたかありませんか。
（ 意見なし ）

議 長 意見も無いようですので、申請番号 1 番から 5 番について承認される方の挙手を求めます。
（ 委員挙手 ）

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 15 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 5 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 4、議案第 16 号「農地法第 4 条事業計画変更承認申請について」を上程し、議題といたします。
議案第 16 号について、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。

事務局

議案の 3 ページになります。議案第 16 号農地法第 4 条事業計画変更承認申請について、農地法第 4 条の事業計画変更承認申請があったので農業委員会の意見を求める。令和 7 年 4 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家美代子。

事業計画変更承認を受けるため、農業委員会の議決が必要である。

続けて事務局が詳細説明を行います。

申請番号 1 番につきまして内容をご説明いたします。

申請者は当初、平成〇〇年〇月〇〇日付けの一時転用許可に基づき、農地の一部に支柱を立て、営農型太陽光発電施設を設置しました。一時転用期間は 3 年間で、これまで期間満了後、平成〇〇年〇月〇〇日及び令和〇年〇月〇〇日付けの 2 回更新及び、作付け作物の変更により、令和〇年〇月〇〇日付け事業計画変更承認があった案件です。

3 回目の更新許可申請について、議案第 18 号で 4 条の申請が出ています。今回事業計画変更が必要になった理由は、これまで申請者は太陽光パネル下部でサカキ・シキミ双方の栽培を計画していましたが、作業効率及び作付け作物の市場性を考慮され、サカキ単独で栽培されることとなり、営農計画に変更が生じることとなったためです。転用目的はこれまでと同じ営農型太陽光発電施設として利用する予定です。

転用目的が営農型太陽光発電施設の場合、農地における営農の継続を前提とするものであり、営農に支障を与えないこと等が確保される必要があります。許可時には、太陽光パネルが営農に支障を与えていないか等を確認の上、許可となる案件となります。そのため、下部の農地における作物を変更する場合は、その作物が現在設置している太陽光パネル下部で営農に支障がないかを判断する必要があるため、事業計画変更申請が必要となります。

今回の申請の土地利用計画の内容は、前回の更新申請許可時から変わらず、申請地にて引き続き太陽光パネル 216 枚、発電能力 49.5kW、支柱の最低高 2 m、直下面積 348 m²です。パネル下部では今回からサカキのみを栽培する計画です。

また、申請地は農辰農用地区域内ですが、仮設耕作物の設置で一時的な利用に供するために行うものであり、宇城市長から農業振興整備計画の達成に支障がない旨の回答を得ております。

転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること。転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと。また、周辺農地に係る営農条件への支障について十分考慮されていること等を確認しております。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長

只今、申請番号 1 番について、事務局より説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 上村委員どうぞ。

上村推進委員 この営農型の太陽光発電の作付け、サカキとなっていますけれどもこれの出荷状況はどうなっていますか。だいぶたっている。結構出荷されていると思うんですけども、営農型であればどれくらい出荷されてどれくらい売り上げが非常に興味があるんでそのへんはどうなのでしょう。

議 長 事務局お願いします。わかりますか。

事務局 設置された当初はですね桑という計画でした。3年後にサカキとシキミを作付けするという内容になってまして、今回サカキだけになるという計画がこの後でくるんですけども、今回でてきてるんですけどもサカキを植えてまだ2年程度しかたっていないため、まだ出荷には至っていないというのが現状です。

上村推進委員 その変更された理由というのは、桑の時は蚕を飼われてたんですか。

議 長 事務局お願いいたします。

事務局 お茶をするために栽培されていた

上村推進委員 お茶がだめだから変更されたということですか。

事務局 コロナの関係で出荷が激減したので、作付け作物を変換されました。

上村推進委員 今度、サカキとシキミと言われたサカキはまだ2年しか経ってない。その前に令和〇年にもう植え付けられているわけですよね。

事務局 令和〇年に許可を受けられた時にはまだ桑を栽培するという計画だったんですけど、そのあと令和〇年の〇月にですね、桑からサカキ、シキミに作付け作物を変換しますということで申請がありました。令和〇年〇月から2年以上たっているんですけども、定植から栽培して出荷に至るまでに5年ほど時間がかかる作物であるということで、まだ出荷には至っていないということで、毎年営農状況の報告はそうように上がってきております。

上村推進委員 サカキの場合はだいたい3年、4年、5年くらいから出荷が始まると思うんですけども、許可期間というのは3年更新くらいになってますかね。ということは3年間くらいでは全然できないものを植えてもですよ、許可変更、変更、変更というのが条件付きのような形での申請という形になるんですか。そのよ

うなルールが私は理解できなくて、この事業そのものがちょっとおかしいんじゃないかと私は疑問を持っているんですけども、その辺はどうですかね。例えば3年で、1年で営農を繰り返すものならば私はわかるんですけども3年で更新される方は3年で利益がでるような作物を受けるか、それとも最初からですねこういうものを植えるのであれば10年単位の計画でですねするような形をとらないと、絶対収益というのは出てこないわけですね。というのが私は疑問に思っているんですけども、そういうことは見解としては農業委員会でするわけじゃないでしょうけれど、ちょっと疑問に思っているというところがあります。以上です。

議 長 外にありませんか。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第16号について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第16号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第5、議案第17号「農地法第5条事業計画変更承認申請について」を上程し、議題といたします。
議案第17号について、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。

事務局 議案の4ページになります。

議案第17号農地法第5条許可における事業計画変更承認申請について、農地法第5条許可における事業計画変更承認申請があったので農業委員会の意見を求める。令和7年4月10日提出、宇城市農業委員会会長 百家美代子。事業計画変更承認を受けるため、農業委員会の議決が必要である。

続けて詳細説明を行います。申請番号1番につきまして、この案件は、令和〇年〇〇月〇〇日付けで、工場、倉庫及び駐車場で転用許可が出ましたが、工作機械の増設により、機械設置面積が当初の面積を大幅に超えるため、工場建築を断念されました。

増産体制に伴い従業員数が増え早急に駐車場を確保する必要があったため、従業員の駐車場92台分として利用するということでの申請となっています。周囲の農地や営農上も問題ないと思われます。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 只今、申請番号1番について、事務局より説明がありましたが、案件につい

て何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

（ 意見なし ）

議 長 意見も無いようですので、議案第 17 号について承認される方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって、議案第 17 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 6、議案第 18 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 18 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案の 5 ページになります。議案第 18 号農地法第 4 条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求める。令和 7 年 4 月 10 日提出、宇城市農業委員会会長 百家美代子。

農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。

以上です。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。

調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。申請番号 1 番は、三角 3 松下委員よりそれぞれ、説明を求めます。

松下推進委員 申請番号 1 番について説明いたします。

詳細は記載のとおりです。先ほど 3 ページの議案第 16 号で事務局が説明したとおりでございます。変更申請が認められましたので、許可申請をここで申請しているところでございます。更新は 3 年ごとです。ここはですね、実際寒のひどいところです。迫谷の海岸に近い。だから、太陽光パネルが上に乗ってるでしょ。太陽光が当たらんけん、普通 4、5 年で採れても普通の作とは違います。寒がひどいし、直射日光があたらん。そういうところを含んで、許可は可能かと思います。

議 長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明を願

います。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番は、農用地区域内にある農地ではありますが、継続して農業を営み、3年間の一時転用となります。農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、例外的に許可は可能であると思われます。

また、この案件は営農型太陽光発電施設の3回目の一時転用の更新の案件ですが、令和○年○月に事業計画変更承認申請で、下部農地の作付け作物を桑からサカキ・シキミへ変更され、定植後2年以上経過しております。また、下部の農地における農作物の生産に係る状況報告によると、現時点で収穫には至っていませんが、定植後、通年採取となるまで5年程期間を要する作物であることから、栽培管理は適正に行われていること等を考慮すると、営農の適切な継続が見込まれるため、更新は可能であると思われます。

議 長

只今、申請番号1番について説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

河野委員どうぞ。

河野委員

始末書添付となっておりますが、なんで始末書なのかと、面積が1.63になっているけど、ほかの1.63以外のところは転用、こういう状況にせんでもいいのかをちょっとお聞きしたいです。

議 長

事務局お願いいたします。

事務局

始末書添付となっている件につきましては、前回の許可がですね、令和○年○月○○日付で転用期限が令和○年○月○○日までとなっております。本来であれば、期限までに再許可の申請をされるべきところなんですけれども、失念していたとして始末書添付での申請となっています。ですので、通常であれば備考欄に2年4か月と記載してありますが、ここは3年となるはずなんですけれども、転用申請をされるべきだった令和○年○月○○日から過ぎている分を引いて今回許可から2年4か月の期限での転用期間となります。

支柱の面積1.63㎡というのが、営農型太陽光発電施設の場合は、パネルが設置してあるところの下では耕作を行うということなので、耕作を行わない支柱が設置をされる部分の面積だけを転用面積というふうに扱うこととなりますので、今回支柱の面積1.63㎡がすべてでこの面積で上がっております。上

はパネルが設置されてるんですけども、下では営農を行うということになりますので、パネルのところの部分は転用面積には含まないという形になります。

議 長 外に意見はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見もないようですので、申請番号1番について、承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第18号の農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第7、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第19号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第19号、議案の6ページになります。
農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので審議を求める。令和7年4月10日提出、宇城市農業委員会会長 百家美代子。
農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。
申請番号1番は、 9番 坂本委員より。
申請番号2番は、 小川5 野田委員より。

それぞれ、説明を求めます。

坂本委員 はい、それでは申請番号1番についてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりでございます。所在地のですね〇〇町〇〇字〇〇というのは〇〇小学校がございまして、その地区でございまして小学校の隣接の土地でございまして。ここを先ほど3条のときも出とりましたけれども〇〇さん、今回は〇〇さんと〇〇さんで共有された 1/3 ということで持ち分登記されておりますので

共有の土地を今回転用の申請があがるとこのようなことでございます。それと、排水同意等もですねすべて取られておりここ一体ほとんど住宅になっています。そのようなことで何ら問題がないと思いますのでご審議をよろしくお願い申し上げます。以上です。

野田推進委員 続きまして申請番号 2 番についてご説明いたします。詳細は記載のとおりでございます。転用理由は資材置き場・駐車場となっております。場所は〇〇駅東へ 300 メートルぐらい行ったところに右側に〇〇郵便局があります。それより 50 メートルいきました左側にすこし入ったところでございます。渡人と受人は祖父と孫の関係であり永久使用となっております。区長同意もとれており問題はないと思われます。審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番は、幅 4 m 以上の道路に上・下水道が埋設され、概ね 500m 以内に〇〇小学校と〇〇保育園があることから農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 2 番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

議 長 只今、申請番号 1 番及び 2 番について説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。
(意見なし)

議 長 意見もないようですので、申請番号 1 番及び 2 番について、承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 19 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番及び 2 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 8、議案第 20 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用

地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。

議案第 20 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案の 7 ページになります。議案第 20 号農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について、次のとおり農用地利用集積計画案について審議を求める。令和 7 年 4 月 10 日提出。宇城市農業委員会会長 百家美代子。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、付則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求める。以上です。

議 長

議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。
発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

(意見なし)

議 長

意見も無いようですので、議案第 20 号について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員挙手です。よって議案第 20 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 9、議案第 21 号「農用地利用集積等促進計画書の作成について」を上程し、議題といたします。

議案第 21 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局

議案の 11 ページです。議案第 21 号農用地利用集積等促進計画書の作成について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画書の作成について熊本県農業公社に要請してよろしいか農業委員会の意見を求める。令和 7 年 4 月 10 日提出。宇城市農業委員会会長 百家美代子。

農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の策定を熊本県農業公社に要請するため農業委員会の意見を求める。

続けて詳細説明を行います。3 月までは、貸借権設定と所有権移転分を同一

議案中で審議を行っていましたが、4月より、所有権移転分については、提案理由等の変更が生ずることとなったため、貸借権設定分と議案を分けて審議をすることになりました。

議案の11ページから14ページです。

今月は、農業公社が買い入れるのが3件、売り渡すのが4件です。

合計面積は、7件中、田が15,246㎡、畑が17,721㎡、合計が32,967㎡です。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。

発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

森田委員をお願いします。

森田推進委員

今年、今月から集積計画とその下、2つに分けたという所を前月と比較して、内容(作物名)等というのを項目というか欄を設けたという違いがあるように見ととですけど、この内容等というところとかその右の対価等このへん空欄にしてあるのは意味があるのか表の作り方、先月までとどういうことでこういう風な変え方になって表示しているのか説明してもらったと思います。

議 長

事務局をお願いします。わかる範囲で。

事務局

議案第20号の回答になるかと思うんですけども、以前の様式ですとおっしゃるように内容等、対価等という真ん中の欄が無かったみたいなんですけど、今月からこれが農業委員会サポートシステムというシステムに入力をして議案書を作っているんですけども、今月からこの欄がでてきたのでそのまま使用している状況です。なんで書いてないのかについてはここではわからないので、調べて回答ができるようにしたいと思います。

議 長

森田委員よかですか。

森田推進委員

はい、よかです。

議 長

ありがとうございます。他にどなたか意見はありませんか。

(意見なし)

議 長

意見も無いようですので、議案第21号について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって議案第 21 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 10、議案第 22 号「農地法第 52 条第 1 項の規定による農地賃借料情報の提供について」を上程し、議題といたします。

議案第 22 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局 議案 16 ページです。議案第 22 号農地法第 52 条第 1 項の規定による農地賃借料情報の提供について、農地法第 52 条第 1 項の規定により、農地賃借料情報を別紙のとおり提供してよろしいか、農長委員会の意見を求める。令和 7 年 4 月 10 日提出、宇城市農業委員会会長 百家美代子。

提案理由、農地法第 52 条第 1 項の規定により、農地賃借料情報を定めるため、農長委員会の意見を求める。

続けて詳細説明を行います。農地法改正により、標準小作料制度が廃止され、各農業委員会が賃借料の目安になるものを調査し、実勢の賃借料の情報を提供することになりましたので、農地法第 52 条第 1 項の規定に基づき提案するものです。17 ページの賃借料情報につきましては、宇城市における令和 6 年 1 月から 12 月までに締結された賃借料の 10 a あたりの平均額をもとに、地域の実情を勘案した額となっております。以上です。

議 長 それでは、案件について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

（ 意見なし ）

議 長 意見も無いようですので、議案第 22 号について承認される方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 22 号について、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これもちまして、令和 7 年第 4 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、有り難うございました。

閉 会 （午後 16 時 55 分）副会長の号令による、起立、礼。